

## 久留米市コミュニティサイクル「くるクル」利用規約

本規約は、久留米市（以下「市」）が公益社団法人久留米市シルバー人材センター（以下「シルバー」）及び公益財団法人久留米観光コンベンション国際交流協会（以下「協会」）と連携して運営するコミュニティサイクルの利用者（以下「利用者」）に対して適用するものとします。

この規約は利用者がコミュニティサイクル（以下「自転車」）を利用するにあたり遵守していただく事項について規定をしております。なお、この規約の定めのない事項については、法令または一般の慣習によるものとします。

### 1. 利用条件

自転車は次の各号に適合する方が利用できます。

1. 本規約及び交通規則等を守ることができる方
2. 自転車の利用に耐えうる健康状態の方
3. 暴力団関係者ではない方
4. 中学生以下の利用は、保護者または成人者が同伴できる方
5. その他、市及びシルバー及び協会が利用に適すると判断した方

### 2. 利用プランおよび詳細

#### 2-1. 1回貸概要

利用料金		500円/回 [延滞料金も利用料金と同額] ※高齢者（65歳以上）、障害者の方は100円割引	
利用期間		貸出日の23:30まで ※やむを得ない場合は翌朝9:00までに返却して下さい。 (注意) 23:30～翌6:00は返却できません	
使用自転車		専用自転車 1台 ※故障等を除き、利用期間中は同じ自転車を使用します。	
貸出	受付 / 鍵貸出	場所 / 貸出時間	[JR久留米駅] 観光案内所 : 9:00～18:30 [西鉄久留米駅] 観光案内所 : 9:00～17:30 ※受付後に自転車の鍵をお渡しします。
	自転車	場所	[JR久留米駅] JR久留米駅東口自転車駐車場 [西鉄久留米駅] 東町地下自転車駐車場 ※鍵番号の自転車を確認し、使用してください。
返却	自転車 / 鍵	場所	[JR久留米駅] JR久留米駅東口自転車駐車場 [西鉄久留米駅] 東町地下自転車駐車場 鍵は自転車駐車場の窓口（鍵返却ボックス）へ返却してください。 ※上記どちらの自転車駐車場へも返却できます。
		時間	貸出日の23:30まで ※やむを得ない場合は翌6:00～9:00まで

## 2-2. 1 回貸利用方法

### (1) 受付/鍵貸出

1. 利用当日に西鉄久留米駅及び JR 久留米駅の観光案内所にて、申請書に必要事項を記入し、利用申請を行ってください。
2. 身分証明書を確認し（写しを頂きます）、利用料金納付後に自転車の鍵をお渡しします。

注意) 複数日継続して利用する場合は、利用申請時に申し出てください。

### (2) 自転車貸出

1. 各自自転車駐車場にて鍵番号と対応した自転車を利用してください。
2. 自転車乗車前に各自で安全点検を行ってください。(ブレーキ・タイヤ・チェーン・サドル・ペダル・ハンドル・スタンド・ベル等)
3. 不具合を発見した場合は、各貸出し自転車駐車場の窓口までお知らせください。使用する自転車(鍵)を交換します。

### (3) 自転車/鍵 返却

1. 貸出し手続きをした自転車駐車場への返却を基本としますが、東町地下自転車駐車場(西鉄久留米駅)もしくは JR 久留米駅東口自転車駐車場(JR 久留米駅)の、どちらかに返却してください。
2. 自転車駐車場の所定の位置に自転車を停車し、施錠してください。
3. 鍵は自転車駐車場の窓口(鍵返却ボックス)へ返却して下さい。
4. 貸出期間は利用当日の 23:30 までです。やむを得ない場合は翌日 9:00 までに返却して下さい。ただし、23:30~翌 6:00 は自転車を返却できませんので、利用者にて保管してください。

### (4) 利用期間を超過した場合

1. 利用日の翌日 AM 9 時以降に鍵を返却された場合は、延滞料(利用料金と同額)を JR 久留米駅、西鉄久留米駅の観光案内所にて徴収します。

注意) やむを得ず返却時間を過ぎる場合は、事前に受付した観光案内所へ連絡をお願いします。返却が確認できない場合、電話連絡することがありますので、返却時間を守ってご利用ください。

### (5) 利用期間中の市営自転車駐車場の利用について

貸出期間中に下記の市営有料自転車駐車場等は無料で利用できます。・・・資料1参照

- ・[JR 久留米駅] JR 久留米駅東口自転車駐車場
- ・[西鉄久留米駅] 東町地下自転車駐車場
- ・[西鉄久留米駅] 西鉄久留米駅高架下自転車駐車場
- ・街中のサイクルラック 11 箇所(くるクル専用となります)

## 2-3. 定期貸（1ヵ月）概要

利用料金	<p>一 般 3,000円/月</p> <p>学 生 1,800円/月</p> <p>障害者等（一般・学生） 1,500円/月</p> <p>※学生：高校、高専、短大、大学、大学院、専門学校など</p> <p>※障害者等：障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保険福祉手帳）の交付を受けている者、生活保護を受けている世帯に属する者が利用する場合</p>	
利用期間	<p>・毎月1日 6:00 から 月末日 23:30 まで</p> <p>・3ヶ月毎に利用者を募集します。【募集月 2月、5月、8月、11月】</p> <p>（注意）継続利用を希望する場合も、申し込みが必要です。</p> <p>利用希望者が多い場合は抽選となります。</p>	
使用自転車	<p>専用自転車 1台</p> <p>※定期貸自転車の中から利用順に貸し出します。（利用する自転車は毎回異なります。）</p>	
[新規利用] 受付方法	<p>事前申し込みが必要です。</p> <p>【募集月 2月、5月、8月、11月】</p> <p>自転車駐車場や市役所等で受付し、利用者確定後に連絡します。</p> <p>【募集月以外（月途中からの申込みを含む）】</p> <p>自転車駐車場や市役所等で受付し、利用者確定後に連絡します。但し、自転車の空き状況によっては、利用できない場合があります。</p> <p>（注意）利用料金の日割り設定はありません。月途中から利用する場合も、1ヵ月分の利用料金を頂きます。</p> <p>※詳細は2-4. 定期貸利用方法を参照</p>	
定期証 更新方法	<p>定期証をお持ちの方は、次の募集月までは定期証の更新ができます。</p> <p>利用される月の前月末までに、利用する駐輪場で定期証を購入して下さい。</p>	
貸 出	場 所	<p>[JR久留米駅] JR久留米駅東口自転車駐車場</p> <p>[西鉄久留米駅] 東町地下自転車駐車場</p> <p>※各自転車駐車場の窓口で定期証と自転車（鍵）を引き換えます。</p>
	時 間	6:00～23:30（自転車駐車場の開場時間）
返 却	場 所	<p>[JR久留米駅] JR久留米駅東口自転車駐車場</p> <p>[西鉄久留米駅] 東町地下自転車駐車場</p> <p>※貸出した自転車駐車場に返却してください。自転車（鍵）の返却時に定期証をお返しします。</p> <p>※利用者の都合により時間内に返却できない場合は、各自で自転車を保管してください。（盗難や損傷の際は、損害賠償を請求する場合がありますので、ご注意ください。）</p>
	時 間	6:00～23:30（自転車駐車場の開場時間）

## 2-4. 定期貸利用方法

### (1) 受付方法

【募集月：2月、5月、8月、11月】… 資料2参照

#### ① 事前申込

1. 各窓口（貸出場所となる自転車駐車場、久留米市シルバー人材センター、交通政策課）に設置してある事前申込書に必要事項を記入し提出して頂くか、メール、はがき、FAXにて、住所、氏名、電話番号、利用区分（一般/学生）、利用希望駐輪場（JR/西鉄）をお伝えください。
2. 募集月の15日（15日が土日祝日の場合は、翌営業日）までに事前申込書（第1号様式）を提出してください。

注意）次の募集期間も継続して利用を希望する場合は、再度申し込みが必要です。

注意）利用希望者が多い場合は、申込み締切り後、抽選を行います。自転車は台数に限りがあり、利用できない場合がございますので、ご注意ください。

#### ② 利用申請

1. 事務局にて①事前申込者を集約し、利用者を確定します。利用が確定した方には、申請書（第2号様式）を郵送しますので、申請書の記入と身分証明書の写しを準備してください。
2. 利用開始日までに、申請書および身分証明書の写しを持って、利用する自転車駐車場で定期券を購入してください。
3. 障害者総合支援法の対象となる障害者手帳の交付を受けている方、生活保護法の規定により保護を受けている世帯に属する方は利用料の減額があります。定期証を購入する際に、身分証明書と併せて、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保険福祉手帳、保護証明書、保護者手帳等の写しを持参してください。

### 【募集月以外】

#### ③ 中途申込

1. 各窓口（貸出場所となる自転車駐車場、久留米市シルバー人材センター、交通政策課）に設置してある事前申込書に必要事項を記入し提出して頂くか、メール、はがき、FAXにて、住所、氏名、電話番号、利用区分（一般/学生）、利用希望駐輪場（JR/西鉄）をお伝えください。
2. 随時受け付けますが、自転車の空き状況により、利用できない場合があります。その場合は、受付のみ行い、自転車が空き次第連絡いたします。

注意）利用料金の日割り設定はありません。月途中から利用する場合も、1ヵ月分の利用料金を頂きます。

注意）次の募集期間も利用を希望する場合は、募集月に再度申し込みが必要です。

## (2) 貸出

1. 1ヵ月定期証と引換えに自転車（鍵）の貸出しを行います。貸出し自転車駐車場の窓口で、定期証と鍵を引き換えてください。
2. 自転車乗車前には、各自で安全点検を行ってください。（ブレーキ・タイヤ・チェーン・サドル・ペダル・ハンドル・スタンド・ベル等）
3. 不具合を発見された場合は自転車駐車場窓口までお知らせください。自転車（鍵）を交換します。

## (3) 返却

1. 自転車は貸出した自転車駐車場へ返却してください。（開場時間 6:00～23:30）
2. 自転車を所定の場所に停車、施錠し、鍵を窓口へ返却してください。定期証をお返しします。

注意) やむを得ず開場時間（～23:30）までに自転車を返却できない場合は、利用者にて保管して下さい。（盗難や損傷の際は、損害賠償を請求する場合があります。）

## (4) 定期更新

1. 定期証をお持ちの方は、次の募集月（2月、5月、8月、11月）までは定期証の更新ができます。
2. 月末までに、貸出している自転車駐車場の窓口で定期証を購入して下さい。（新旧の定期証を引き換えます。）

## (5) 利用期間中の市営自転車駐車場の利用について

貸出期間中に下記の市営有料自転車駐車場等は無料で利用できます。・・・ 資料1 参照

- ・ [JR久留米駅] JR久留米駅東口自転車駐車場
- ・ [西鉄久留米駅] 東町地下自転車駐車場
- ・ [西鉄久留米駅] 西鉄久留米駅高架下自転車駐車場
- ・ 街中のサイクルラック 11箇所（くるくる専用となります）

## 3. 利用料金の返却

1. 納付した利用料金の返還はできません。但し、定期貸利用者が利用開始日前に利用中止を申し出た時は、利用料金を返還します。
2. 定期貸利用者が月の途中で中止を申し出た場合は、利用料の返還はできません。

## 4. 自転車の故障・損傷

1. 乗車前に自転車及び鍵等の付属品に故障等不具合がないか、必ず確認してください。
2. 利用前に自転車の異常又は故障を発見した場合は、直ちに自転車駐車場窓口へご連絡ください。別の自転車に交換します。
3. 利用中に自転車が故障した場合は、直ちに自転車の利用を中止し、自転車車両に表示されている緊急連絡先にご連絡ください。
4. 利用者起因する自転車の故障または修理不能な損傷を与えた場合は、修理代金等を利

用者にてご負担いただく場合があります。

5. 利用者に起因する自転車の故障または修理不能な損傷を与えた場合で、遠方にて発生し回収に費用がかかる場合は、別途回収費用をご負担いただく場合があります。
6. いかなる事情があろうとも、市の事前の了解なく利用者が自身の判断で自転車を修理された場合は、修理代金を負担できません。
7. 自転車の故障によって利用者、その他第三者に損害が発生したとしても、市及びシルバーに起因する場合を除いて、一切の責任を負いません。
8. 利用者は、自転車のパンク・故障等により自転車を使用できなかったことにより損害（利用中の故障等に伴い他の代替手段を利用した場合の費用も含む）が生じても、市及びシルバー及び協会に対してその損害の賠償を請求することができないものとします。

## 5. 自転車の盗難・紛失

1. 利用中に自転車から離れる場合は、必ず盗難防止のため施錠してください。
2. 利用中に自転車の盗難・紛失した場合は、速やかに警察署に届け出、自転車車両に表示されている緊急連絡先まで連絡してください。
3. 無施錠のまま放置した等、利用者に起因する盗難・紛失の場合は、自転車の価値相当分をお支払いいただく場合があります。
4. 自転車を放置禁止区域等に放置し撤去された場合は、速やかに自転車車両に表示されている緊急連絡先まで連絡するとともに、利用者自らの責任で返還を受けてください。返還に要する諸費用は利用者にてご負担いただきます。

## 6. 付属品等の紛失・破損

1. 自転車の付属品（鍵等）を紛失または破損された場合には、交換料金を利用者にご負担いただきます。

## 7. 事故

1. 道路交通法に違反した場合や、競技、興行のため道路外で自転車に搭乗中の事故は、利用者の責任となり、市及びシルバー及び協会は一切の責任を負わないものとします。
2. 利用中に事故に遭った場合は、速やかに警察署に届ける等の法令で定められた処置を取るとともに、自転車車両に表示されている緊急連絡先に事故発生の日時・場所・被害者名・事故の状況・原因等を報告してください。
3. 事故についての示談、協議が必要な場合は、市及びシルバーに起因する場合を除き、利用者自らの責任において行ってください。
4. 前項に関わらず、市及びシルバー及び協会が第三者にやむなく損害賠償を支払った場合を含め、市及びシルバー及び協会が被害を被った場合には、利用者に損害賠償を請求することがあります。
5. 事故に関し、市が契約している保険会社が書類または証拠となるものを求めた場合は、すみやかに提出してください。

## 8. 補償

1. 市は自転車に搭乗中の者について、下記の条件のとおり自転車総合保険を付保するものとし、次の限度内で補償するものとします。
  - (1) 傷害：死亡・後遺障害 1,000 万円、入院保険金日額 5,000 円、通院保険金日額 3,000 円  
ただし、入院保険金日額は事故発生日より 180 日以内、通院保険金日額は事故発生日より 180 日の通院に限り 90 日分をそれぞれ限度とします。
2. 第 1 項に定める補償限度額を超える損失については、利用者の負担とします。
3. 第 2 項のほか、保険約款の免責事項（保険金を支払わない場合）に該当する場合等、第 1 項に定める補償が適用されない場合があります、これらの損害については、利用者がすべて負担するものとします。
4. 第 1 項に加えて、自転車に付保している第二種 T S マーク付帯保険に準拠し、次の限度内で補償を受けることができます。
  - (1) 傷害：入院 15 日以上 10 万円、死亡または重度後遺障害(1～7 級) 一律 100 万円
  - (2) 賠償※：死亡および重度障害(1～7 級) 限度額 1 億円
  - (3) 被害者見舞金※：入院 15 日以上 一律 10 万円※自転車に搭乗中の人が第三者に障害等を負わせた場合の補償
5. 第 4 項に定める補償限度額を超える損失については、利用者の負担とします。
6. 第 4 項に定める第二種 T S マーク付帯保険の利用については、原則として利用者自らが所定の必要な手続きを行うものとします。
7. 補償内容や保険金請求手続き、保険約款等の詳細については、市まで問い合せください。保険取扱代理店、事故受付センター等をお伝えします。

## 9. 禁止事項

次の行為があった場合は、有効期間中でも利用が取り消されます。また、利用料金の払い戻しは行わないとともに、損害賠償請求を行う場合もあります。

- (1) 虚偽その他不正の手段により許可を受けたとき。
- (2) 市条例（自転車等の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例）に基づく定め違反をしたとき。（例：自転車放置禁止区域に放置した場合など）
- (3) 自転車利用の権利及び自転車を譲与又は転貸したとき。
- (4) 乗車時に異常を発見しながら運転を継続したとき。
- (5) 自転車を改造、汚損、破損又は滅失するおそれのある行為をしたとき。
- (6) 飲酒運転、無謀乗車等、その他交通法規に違反する行為をしたとき。
- (7) 危険個所、不適切な場所で利用したとき。
- (8) その他自転車の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をしたとき。

## 10. 登録情報の変更等

1. 利用者が登録時に申請された内容に変更が生じたときは、その旨を申請された窓口へ連絡し承認を得るものとします。

## 1 1. 利用取消し

1. 利用者が利用規約に違反した場合は、貸出中であっても利用を停止し、自転車を速やかに返却していただきます。
2. 利用取消しの場合は、シルバー及び協会が受領した利用料金の払い戻しは一切いたしません。
3. 利用規約の違反により、市及びシルバー及び協会又は第三者が被害を被った場合には、利用者にその損害賠償を請求する場合があります。

## 1 2. その他

1. メンテナンス等安全点検並びに自然災害のため、事前に告知することなく自転車の提供を中止する場合があります。
2. 自転車の数に限りがあり、貸出状況により利用できない場合があります。

## 1 3. 規約の改訂

1. 市が本規定を改定した場合は、自転車駐車場等の掲示板に掲示します。
2. 本規定の改定は、利用者への事前の通知や承諾無く行うことができるものとします。

## 1 4. 個人情報の利用について

市及びシルバー及び協会は、本規約による契約の申込みまたは締結に伴い受領した会員及び利用者の個人情報を、法令の規約に従って以下の利用目的で利用します。なお、個人情報は市及びシルバー及び協会に帰属するものとします。

### 【利用目的】

- (1) 市及びシルバー及び協会は、取得した個人情報や利用履歴情報等を、コミュニティサイクル事業の円滑な管理運営、サービス向上の目的の範囲内で利用するものとします。
- (2) 市及びシルバー及び協会は、裁判所・検察庁・警察・弁護士会またはこれらに準じた権限を有する機関から法令等に従って開示を求められた場合、またはその他法令に定める正当な理由がある場合、取得した個人情報を第三者に提供する場合があります。
- (3) 市及びシルバー及び協会は、個人情報の提供者から自己に関する個人情報の開示の請求があった場合、速やかに開示することとします。また、自己に関する個人情報の訂正、追加、削除、利用停止、消去、第三者提供の停止の申出があった場合、市及びシルバー及び協会は速やかに応じるものとします。

附則 この規約は、令和3年6月1日から施行する。





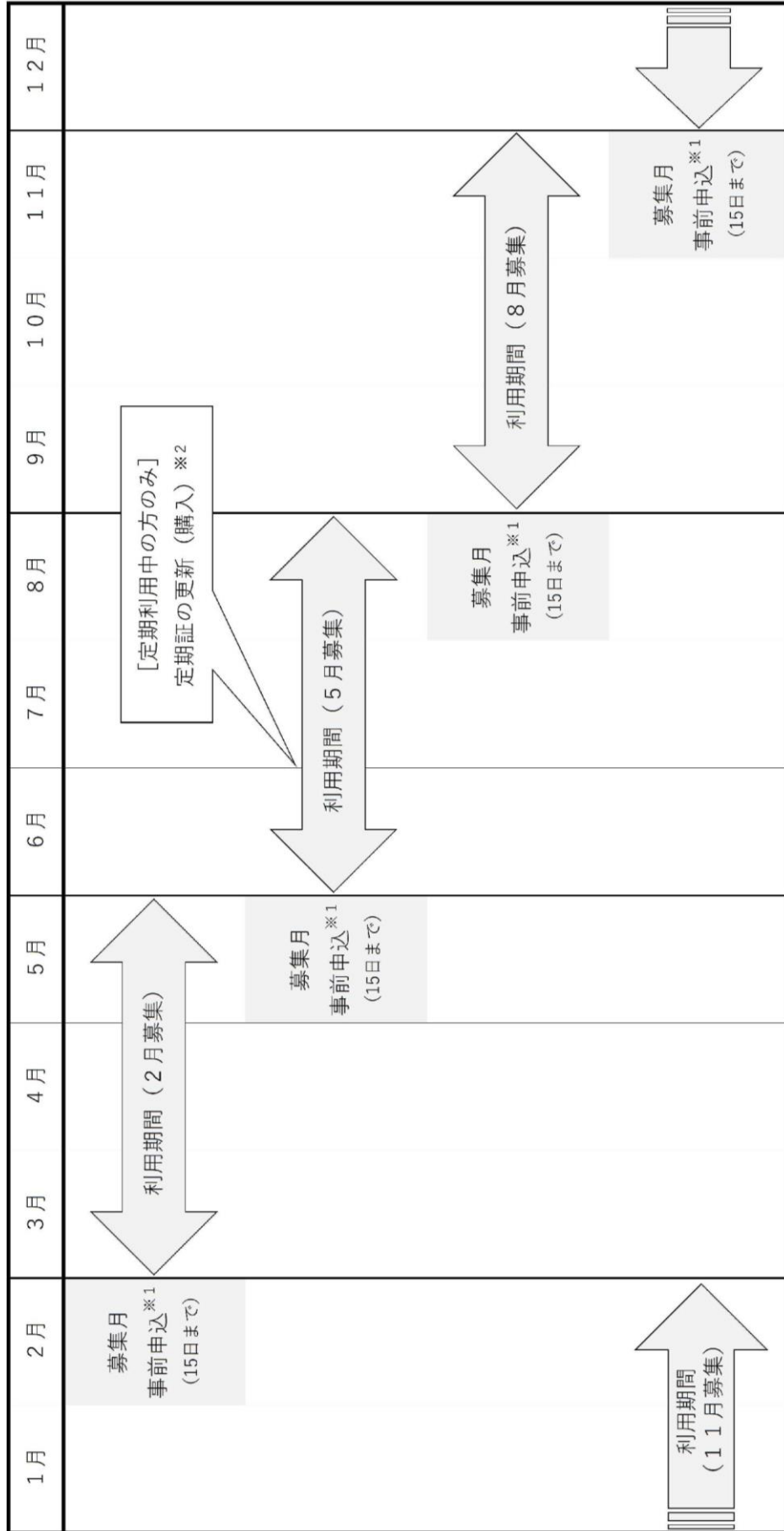
※自転車の貸出・返却は

**2箇所の駐輪場で！**

- 東町地下 (西鉄)
- JR久留米駅東口

## 【くるくる 定期貸】

### 申込み（定期更新）スケジュール



※1 募集月（2月、5月、8月、11月）は継続利用希望者も含め、事前申し込みをする必要があります。利用希望者が多い場合は抽選になります。

※2 定期証を更新する場合（募集月以外）は、利用する駐輪場窓口で、月末までに定期証を購入して下さい。

## 【くるクル 定期貸】 事前申込書

- ・3ヶ月毎に利用者を募集します(募集月:2月,5月,8月,11月)。募集月の15日まで(15日が土日祝日の場合は翌営業日まで)に申し込みして下さい。
- ・記入して頂いた個人情報は、くるクル利用に関してのみ使用します。

## ■注意事項

- ・これは事前申込書であり、利用が確定するものではありません。利用希望者が多い場合は、締め切り後に抽選を行います。
- ・利用が確定した方には、後日、利用申請書を郵送しますので、ご記入の上、身分証明書のコピーを添付し、利用される駐輪場で定期証を購入して下さい。(利用できない場合も案内を送付します)

申 込 日	令和 年 月 日
利用希望駐輪場	<input type="checkbox"/> 東町地下(西鉄久留米駅) <input type="checkbox"/> JR東口(JR久留米駅)
利用区分	<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 学生(高校生以上)
住 所	〒
氏名/ふりがな	/
電話番号	
備考	

(第2号様式)

種 別	利用 期間	料 金	備 考
一 般	1ヵ月	3,000円	
学 生		1,800円	高校生以上
障害者等(一般・学生)		1,500円	障害者、生活保護等

コ ミ ュ ニ テ ィ サ イ ク ル 利 用 申 請 書 (定期利用)	
令和 年 月 日	
(公社) 久留米市シルバー人材センター 様	
申請者 住所 ..... ふりがな 氏 名 ..... (電話 ..... )	
コミュニティサイクルを利用したいので、裏面の利用規約に同意の上、次のとおり申請 します。	
自転車駐車場名	<input type="checkbox"/> 東町地下(西鉄久留米駅) <input type="checkbox"/> JR 東口(JR 久留米駅)
利 用 種 別	<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 学生 <input type="checkbox"/> 障害者等(一般・学生)
利 用 目 的	<input type="checkbox"/> 通勤 <input type="checkbox"/> 通学 <input type="checkbox"/> 業務 <input type="checkbox"/> その他( )
利 用 月	令和 年 月 (1日から月末日まで)
本人確認書類	※申請時(定期券購入時)に下記いずれかのコピーを添付してください <input type="checkbox"/> 免許証 <input type="checkbox"/> 保険証 <input type="checkbox"/> 学生証 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> その他( )
	※障害者等の種別の方は、下記いずれかのコピーも添付してください <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 精神障害者保険福祉手帳 <input type="checkbox"/> 保護証明書 <input type="checkbox"/> 保護者手帳
備 考	定 期 証 番 号
継続更新 <input type="checkbox"/> 更新1回 <input type="checkbox"/> 更新2回 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;">領 収 書</div> <input type="checkbox"/> 1ヵ月利用 _____

裏面をご確認の上、太枠内(  )をご記入下さい